資料１

成長戦略実行計画案

令和元年 ６月２１日

成長戦略実行計画案

（目次）

第１章　基本的考え方 1

第２章　Society5.0の実現 15
１．デジタル市場のルール整備 15
２．フィンテック／金融分野 19
３．モビリティ 21
４．コーポレート・ガバナンス 25
５．スマート公共サービス 27
６．次世代インフラ 28
７．脱炭素社会の実現を目指して 28

第３章　全世代型社会保障への改革 31
１．70歳までの就業機会確保 31
２．中途採用・経験者採用の促進 33
３．疾病・介護の予防 34

第４章　人口減少下での地方施策の強化 40
１．地域のインフラ維持と競争政策 40
２．地方への人材供給 44
３．人口急減地域の活性化 44
４．観光立国の推進 44
５．国家戦略特区 45
６．中小企業・小規模事業者の生産性向上 45

第１章　基本的考え方

（１）背景

AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）など、第４次産業革命のデジタル技術とデータの活用は、19世紀から20世紀にかけて進んだ電力化や、20世紀末に進んだIT化と同じく、全ての産業に幅広い影響を及ぼす、汎用技術（General Purpose Technology：GPT）としての性格を有する。

令和の新時代において、我が国が第４次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第４次産業革命は、同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への構造変化をもたらす。デジタリゼーションを企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争であり、付加価値の創出・獲得が課題である。

第４次産業革命は、労働市場にも大きな影響を及ぼす。現在、世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化（Polarization）」が進行している。高スキルの雇用を増加させるためには、機械やAIでは代替できない創造性、感性、デザイン性、企画力といった能力やスキルを具備する人材を育てていく必要がある。

このように、第４次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革を進められるかどうかが、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右する。

（２）政府・政策の変革

第４次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応えて具体的なアクションを起こせるかどうかが、日本が第４次産業革命をリードできるかどうかを決する。この１、２年が勝負である。

このため、必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、2020年の通常国会において国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組むこととする。

引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融政策や機動的な財政運営を推進しつつ、その間に、政府においては、人材の流動化などのオープン・イノベーションの試みを率先して実施すると同時に、規制改革の推進により新規参入や新陳代謝を促進し、経済政策の持続可能性を確保していく。

（３）組織の変革

第４次産業革命を実現するためには、企業によるイノベーションの実行が重要になる。イノベーションの担い手として、引き続きベンチャー企業への期待は大きく、その育成は重要であるが、懐妊期間の長い研究開発投資が必要となる第４次産業革命においては、資金面・人材面で豊富なリソースを有する既存企業・大企業の役割も重要となる。

2001年から2007年では、日本の労働生産性の伸び率は米英に比べて低い状況であった（図１）。これに対して、2011年以降は、伸び率としては、日本がG7の中で１位となっている（図２）。

図１．時間当たり実質労働生産性の年平均伸び率（2001-07年）

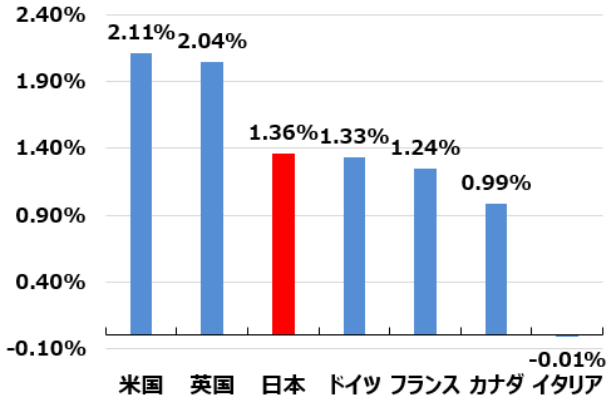

図２．時間当たり実質労働生産性の年平均伸び率（2011-17年）

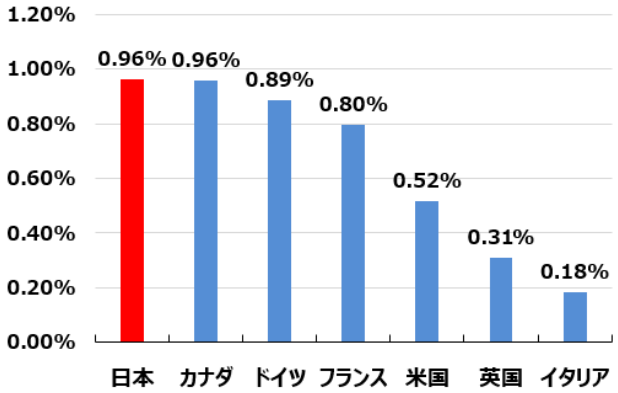

ただし、労働生産性の絶対値自体は依然として低く、米国の65%である（図３）。生産性は、売値－コストを基礎とするので、日本の労働生産性の低さは、コストが高いことが原因か、それとも売値が低いことが原因か、ということが論点である。

この点を確認するため、マークアップ率を見てみる。「マークアップ率」とは、分母をコスト（限界費用）、分子を販売価格とする分数であり、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものである。この値が１のとき、販売価格はちょうど費用を賄う分だけを捻出していることになる。

米国や欧州企業は、2010年以降、急速にマークアップ率が上昇する一方、日本企業は2010年以降も低水準で推移している（図４）。

図３．時間当たり実質労働生産性の対米国比水準（2017年）

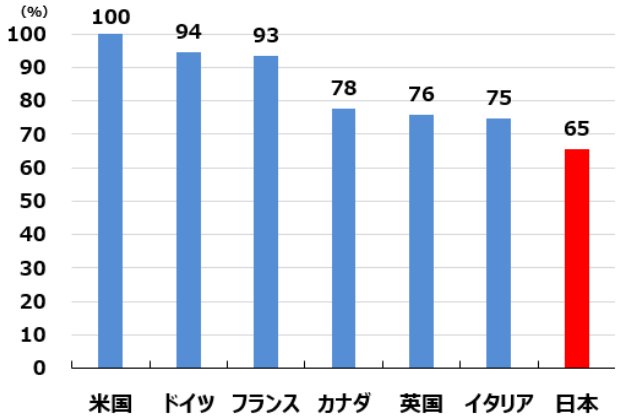

図４．先進国企業のマークアップ率の推移

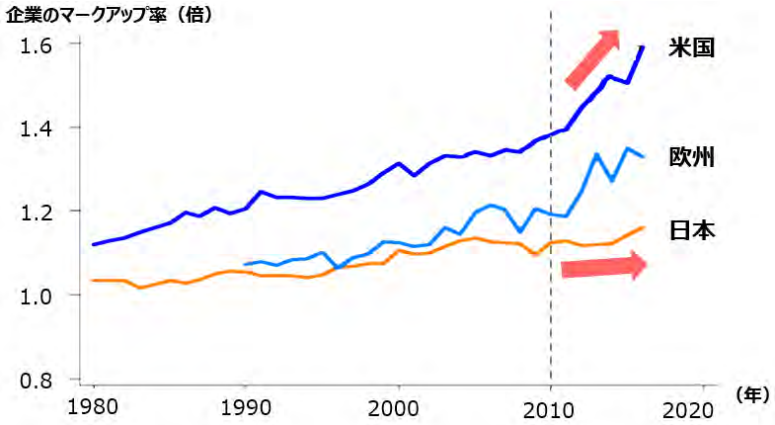

米国では、1980年段階では、マークアップ率の分布は１倍近傍に集中し、価格がちょうどコストを賄う程度であった。直近の2016年になると、右側の方向にロングテールに伸びている（図５）。第４次産業革命等の結果、値段を取ることができる企業が増えてきたことを示している。

米国を除く先進国においても、企業のマークアップ率の分布は同様の変化になっている（図６）。日本においてもマークアップ率が高い企業が登場しつつあることは一定程度確認できるが、その変化の幅は海外と比して非常に低い（図７）。

図５．米国企業におけるマークアップ率の分布

図６．先進国企業（米国を除く）におけるマークアップ率の分布

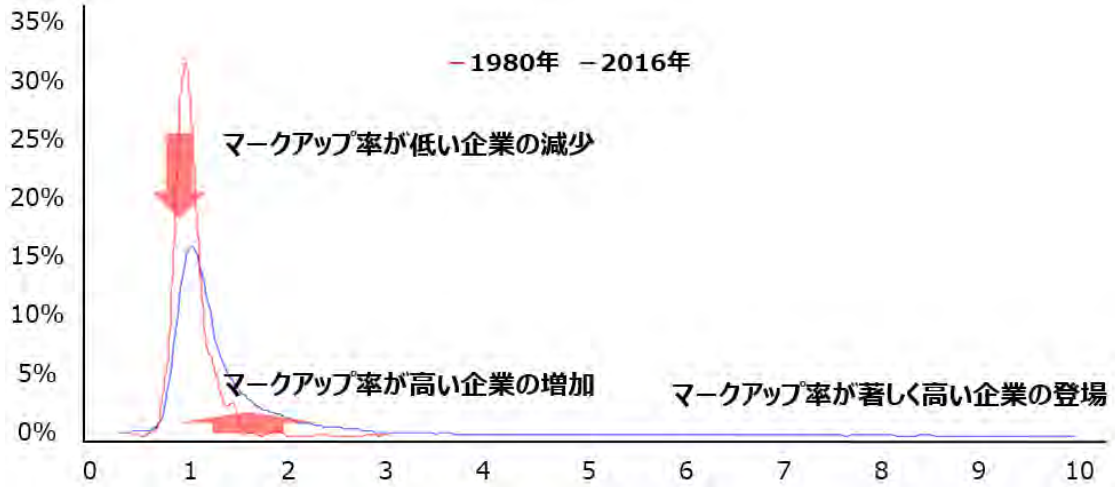

図７．日本企業におけるマークアップ率の分布

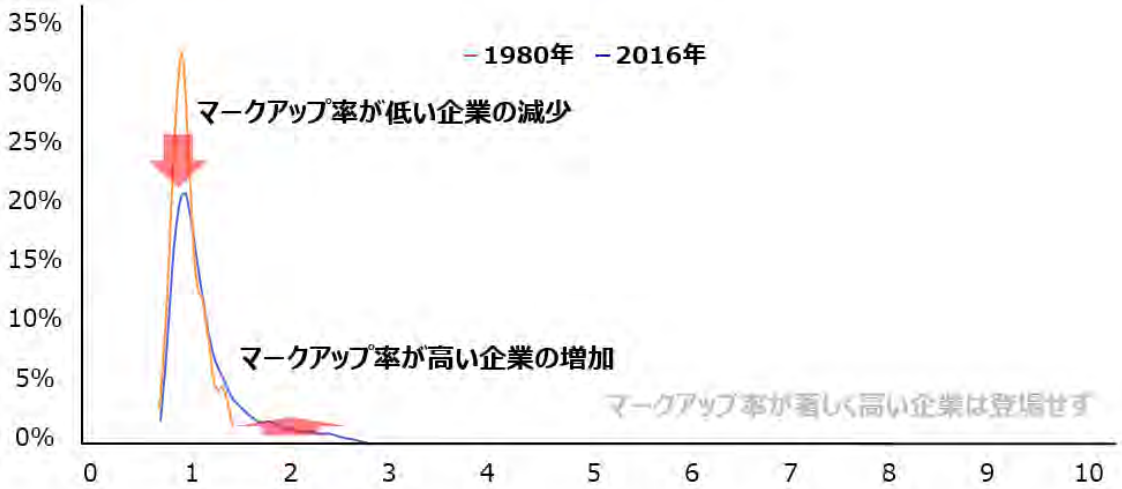

日本の労働生産性上昇の課題は、顧客視点でみた付加価値の創出である。すなわち、第４次産業革命のデジタル技術とデータを活用し、付加価値の高い新たな製品・サービスを生み出すことで、マークアップ率・利益率の向上を図る必要がある。

特に、日本企業の強みはリアルデータにある。その得意とするリアルデータや実世界（フィジカル空間）での知識をいかし、仮想空間（サイバー空間）への取組を官民上げて強化する必要がある。

このためには、第４次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用できる環境を整備し、世界に先駆けてイノベーションを生み出す必要がある。また、国際社会において、プライバシー保護と自由なデータ流通の両立に我が国が先導役として取り組む。これにより、地域の暮らし、国民の生活がよりスマートで豊かになる社会を作るとともに、地球環境問題や高齢化などの世界的課題を解決する。

（４）人の変革

①付加価値の高い雇用の創出

第４次産業革命は、労働市場の構造にも著しい影響を与える。その構造変化の代表が両極化である。

米国では、中スキルの製造・販売・事務といった職が減り、低賃金の介護・清掃・対個人サービス、高賃金の技術・専門職が増えている（図８）。日本でも同様の両極化が発生し始めている（図９）。

図８．米国における職業別就業者シェアの変化（16-64歳）

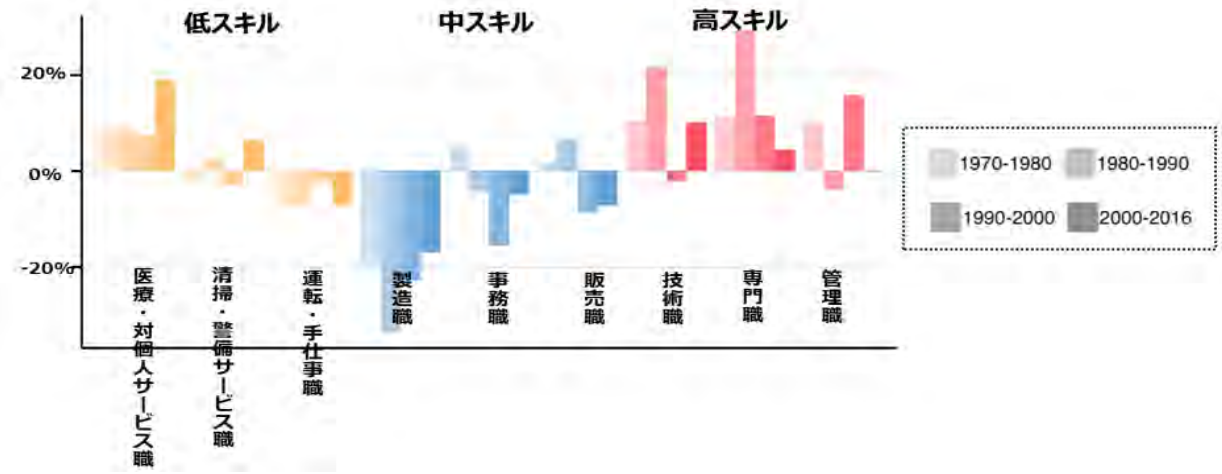

図９．日本における職業別就業者シェアの変化（15歳以上）

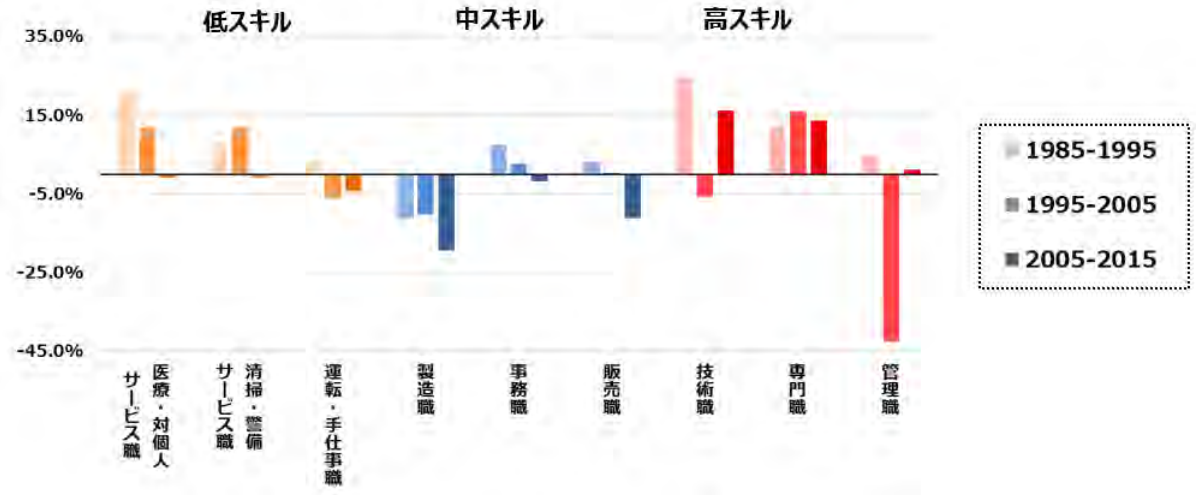

経済成長を支える原動力は「人」である。劇的なイノベーションや若年世代の急減が見込まれる中、国民一人一人の能力発揮を促すためには、社会全体で人的資本への投資を加速し、高スキルの職に就ける構造を作り上げる必要がある。

また、第４次産業革命や人口減少など変化が激しい時代には、企業も個人も、変化に柔軟に対応し、ショックへの強靭性を高める必要がある。このためには、第４次産業革命によってもたらされる分散化・パーソナル化の力に合わせて、働き方としても、多様で柔軟な企業組織・文化を広げる必要がある。

これにより、組織の中に閉じ込められ、固定されている人を解放して、異なる世界で試合をする機会が与えられるよう、真の意味での流動性を高め、個人が組織に縛られ過ぎず、自由に個性を発揮しながら、付加価値の高い仕事ができる、新たな価値創造社会を実現する必要がある。

第４次産業革命が進むと、創造性、感性、デザイン性、企画力といった機械やAIでは代替できない人間の能力が付加価値を生み出すようになる。労働市場の両極化に対応し、付加価値の高い雇用を拡大するためには、初等教育を含めた教育制度においても、間違えない優等生の量産から、様々な発想や異質なアイデアを尊重することで、それぞれの領域で抜きんでた才能を有する人材を育成する方向へ見直す必要がある。

また、第４次産業革命の結果、大学院卒の賃金にプレミアムが発生するようになっている。賃金プレミアムが発生している分野は、学部卒を０％として、修士卒・博士卒のプレミアムをみると、心理学、芸術、コミュニケーション、文学、理科系では物理学といった基礎的、本質的な分野に発生している（図10）。AIと組み合わせたとき、基礎的な部分が問題になることを示している。大学院卒を含め、日本においても、文理を問わず、大学院教育を含めリベラルアーツ教育の強化を進める必要がある。大学は、知識集約型社会における付加価値の源泉となる多様な知を有しており、大学の役割を拡張し、変革の原動力として活用する。

同時に、企業による大学院卒業生の活用を促進する必要がある。また、基礎的なデータ・AIのリテラシーの強化を推進する。

図10. 米国における大学院卒の生涯賃金増加（対学部卒）

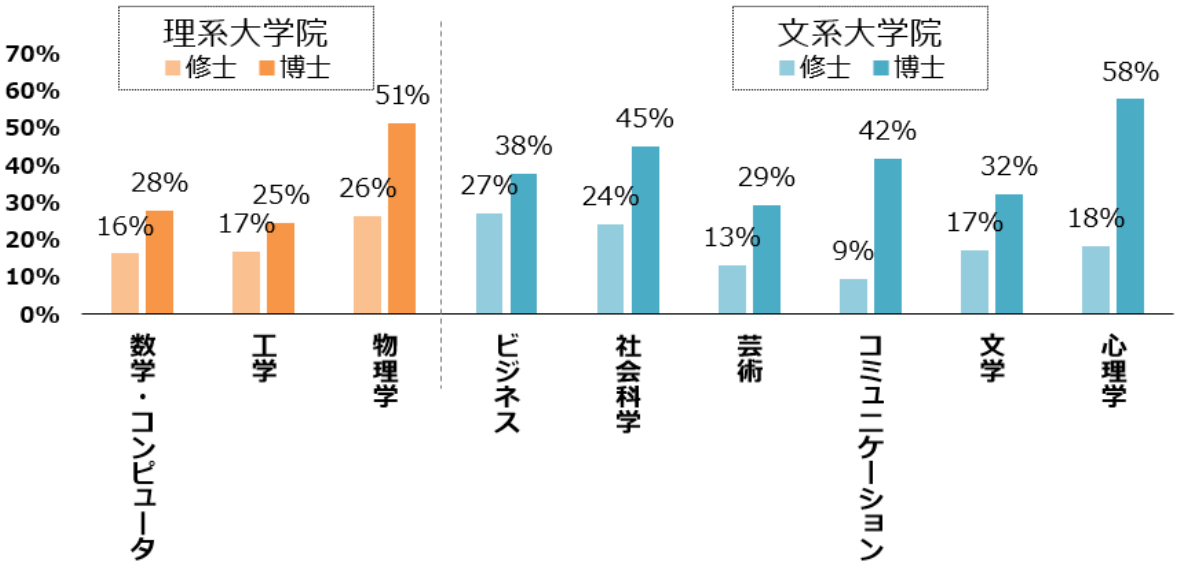

能力開発・キャリア形成は、労働者一人一人が自らの責任で主体的に取り組むことが重要であるが、企業としても、従業員の学び直しによる能力発揮を支援する必要がある。同時に、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせて、いつでも何度でも学び直すことができるリカレント教育の環境を引き続き整備する。

②柔軟で多様な働き方の拡大

終身雇用や年功序列を基盤とした日本型の雇用慣行を社会の変化に応じてモデルチェンジし、多様な採用や働き方を促す必要がある。

足元で進む新卒一括採用の在り方の見直しと同時並行的に、中途採用・経験者採用、あるいはキャリア採用と呼ばれている採用形態の拡大や、評価・報酬制度の見直しを促していく必要がある。

そのためには、職を求める学生等がその企業の雇用方針を理解して入社できる環境が重要であり、現在は選択的開示項目にとどまっている中途採用・経験者採用の実績開示について、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求め、一層の見える化を図っていく必要がある。

③兼業・副業の拡大

副業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、他方、実際に副業がある者の数は、横ばい傾向である（図11）。

本業の企業の付加価値の創出・獲得との関係でみても、「医療・福祉」を除いて、本業とは異なる業種での副業を行う者が多く、本業の企業にとっては、多様な経験を積む機会となっている（図12）。

図11. 副業がある者、希望する者の推移

図12. 業種別における副業の業種の割合

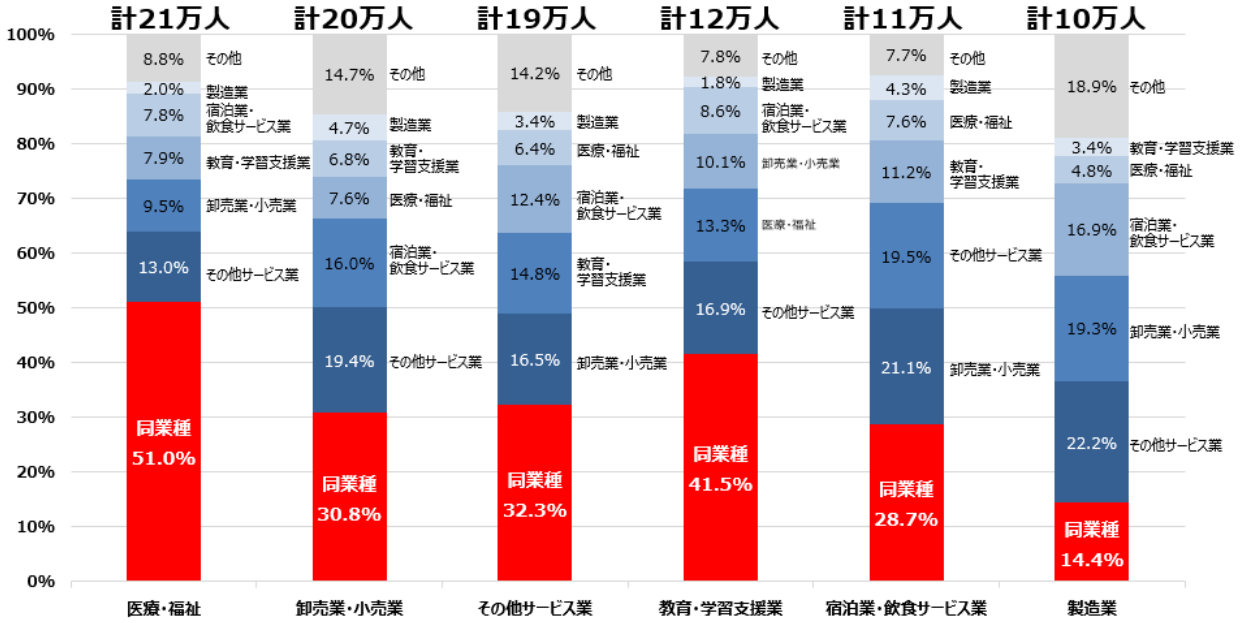

また、副業を行うことにより、９割の副業者が本業への意識が高まった、又は変わらないと回答し、さらに、２割の副業者は本業へのモチベーション等が高まっていると回答している状況にある（図13）。

実際、思考・分析といった高度人材では、副業をしている人が、そうでない人よりも本業での賃金が36%高くなっている（図14）。このことは、企業の境界を低くし、高度人材の従業員に兼職させることで、本業の価値が高まることを示唆している。

また、どの国でも、企業を出て起業を行うことにはリスクが伴うが、このリスクを逓減させるため、海外では、新たな起業を行うとき、過半は兼業で起こしている（図15）。

図13. 副業による本業への影響

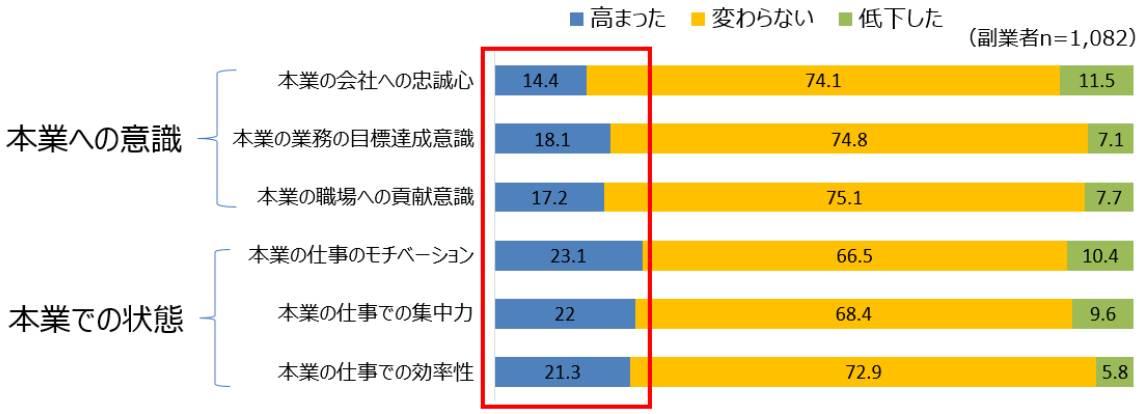

図14. 副業経験が本業の賃金に与える影響

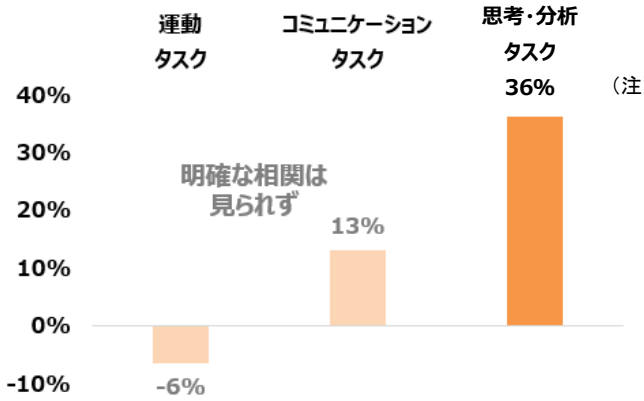

（注） グラフは、副業を始めた従業者の、副業経験を持たない従業者と比較した、賃金の増加分を示している。なお、ここでの「賃金」は、本業の1時間当たり賃金を、「運動タスク」は主に運動能力が求められる仕事（製造・建築作業、運輸・通信事業等）、「コミュニケーションタスク」は主に対人能力が求められる仕事（サービス職、販売職等）、「思考・分析タスク」は主に思考能力・分析能力が求められる仕事（管理職、専門・技術職、情報処理技術職等）を表す。

図15. スウェーデンのハイテク産業の起業家の内訳

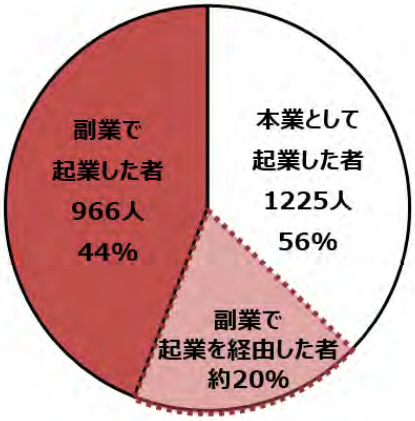

（注） スウェーデンではハイテク産業の起業家のうち、４割が副業で起業している。また、２割は副業の起業後に本業になった者である。

兼業・副業の拡大は、所得の増加に加え、スキルや経験の獲得を通じた、本業へのフィードバックや、人生100年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とする。労働時間・健康管理についての懸念に対応するため、課題の論点整理を加速するとともに、兼業・副業について規定したモデル就業規則等の普及促進や取組事例の展開等により、希望する者が、兼業・副業が可能となる環境を整備する必要がある。さらに、兼業・副業を通じた起業の促進も図る必要がある。

技術の進展により、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態が増加しており、「ギグ・エコノミー（Gig Economy）」と呼ばれている。特に高齢者の就業機会の拡大に貢献している（図16）。日本でも、全体の７割弱が40代以上の中高齢層とのデータもあり（図17）、ギグ・エコノミーにより、高齢者雇用拡大の可能性がある。

また、会社員よりも個人事業主・フリーランスの方が満足度が高い。特に「達成感/充実感」、「スキル/知識/経験の向上」では差がついている（図18）。個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

図16. ギグ・エコノミーによる就業割合の推移（1995年-2015年）

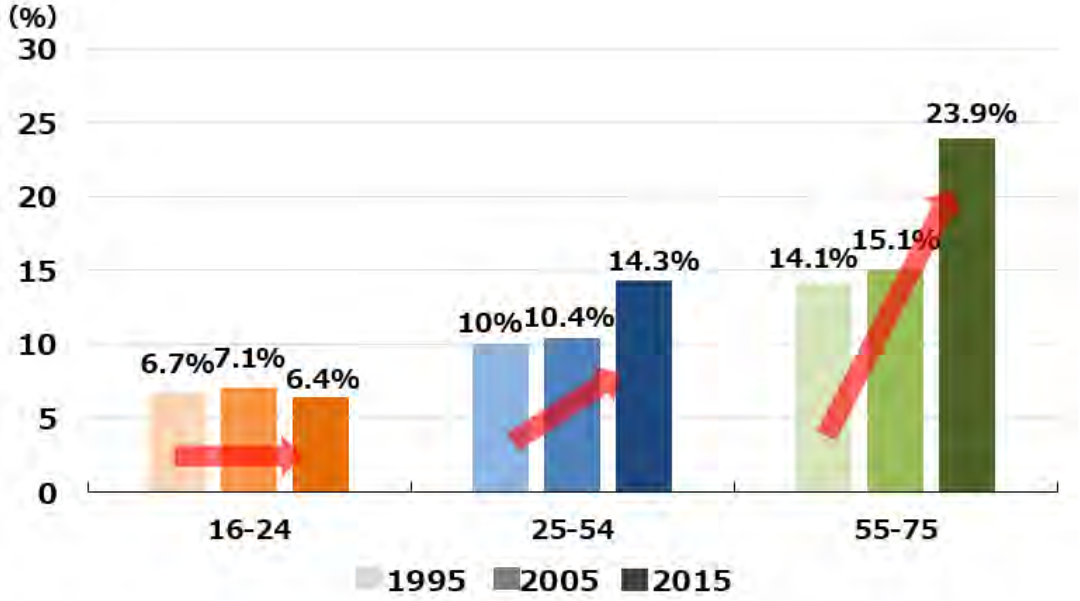

図17. 日本の「フリーランサー」の年齢構成

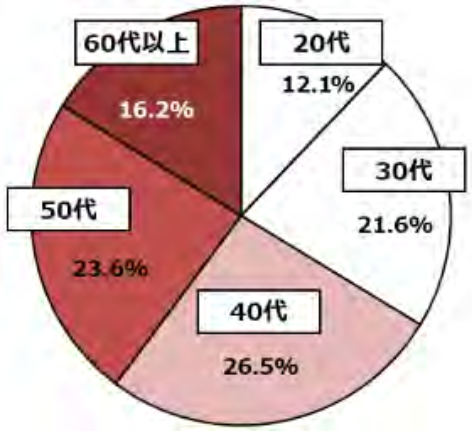

図18. 個人事業主・フリーランスと会社員の満足度比較

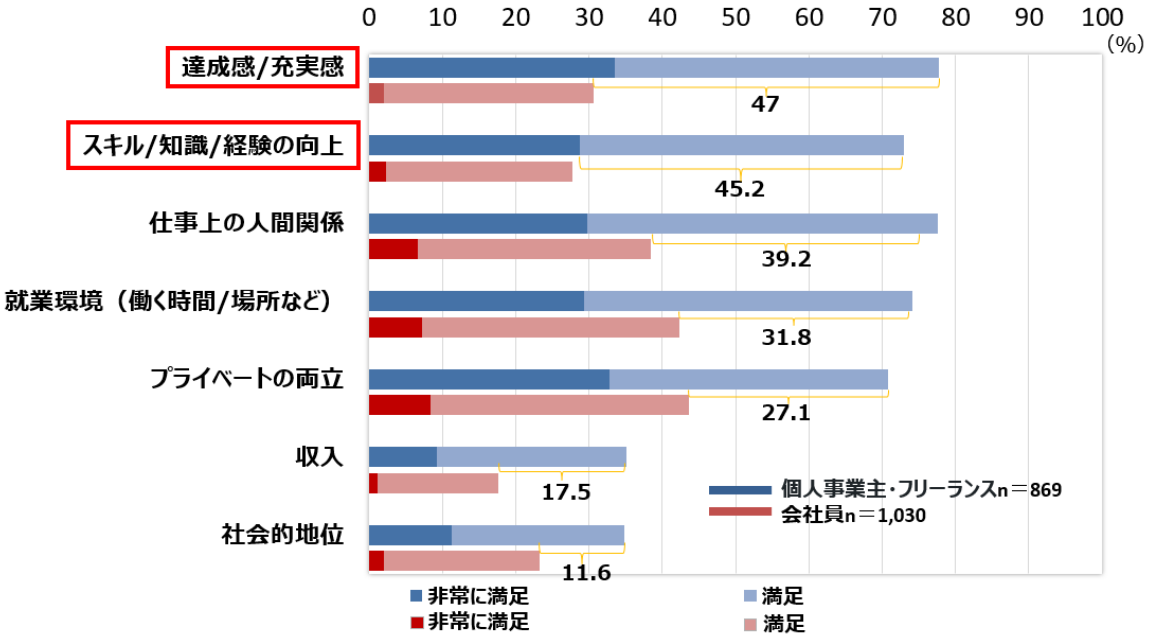

④多様な働き方の拡大のインフラ整備

多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める必要がある。

（５）オープン・イノベーションの推進

①既存企業の役割の重要性

付加価値の創出のためのイノベーションを推進するには、ベンチャー企業を育成し、新規上場させることが近道と考えられてきた。そして、新規上場数の少なさが我が国の課題と考えられてきた。

しかし、我が国の新規上場会社数は近年増加傾向にあり、2016年には、日本の新規上場数はついにアメリカを上回った（図19）。他方、米国の新規上場会社数が2014年を境に減少していることにも注意がいる。米国の新規上場数が減少している理由は、上場よりも既存企業にM&Aで買収してもらった方が、その内部資金を用いて、懐妊期間の長い技術開発をしやすいからである（図20）。そうなると、イノベーションを興すためには、既存の大会社のビヘイビアも重要になる。

図19. 市場別新規上場会社数

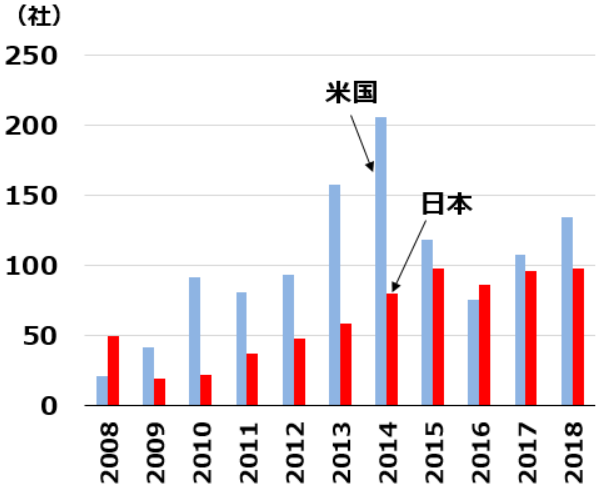

図20. ベンチャー企業のIPO・M&A件数

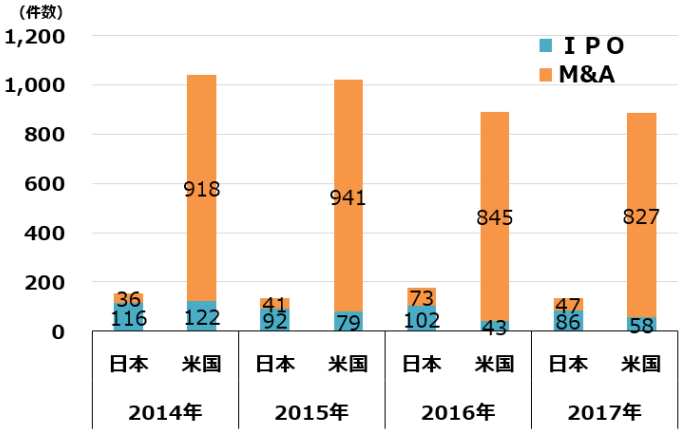

実際のところ、日本にしろ、米国にしろ、国の労働生産性の上昇要因を分析すると、新規上場企業よりも既存企業の要因が大きく、既存の大企業の構造改革に牽引されていることが分かる（図21、図22）。

図21. 労働生産性の要因分解（米国）

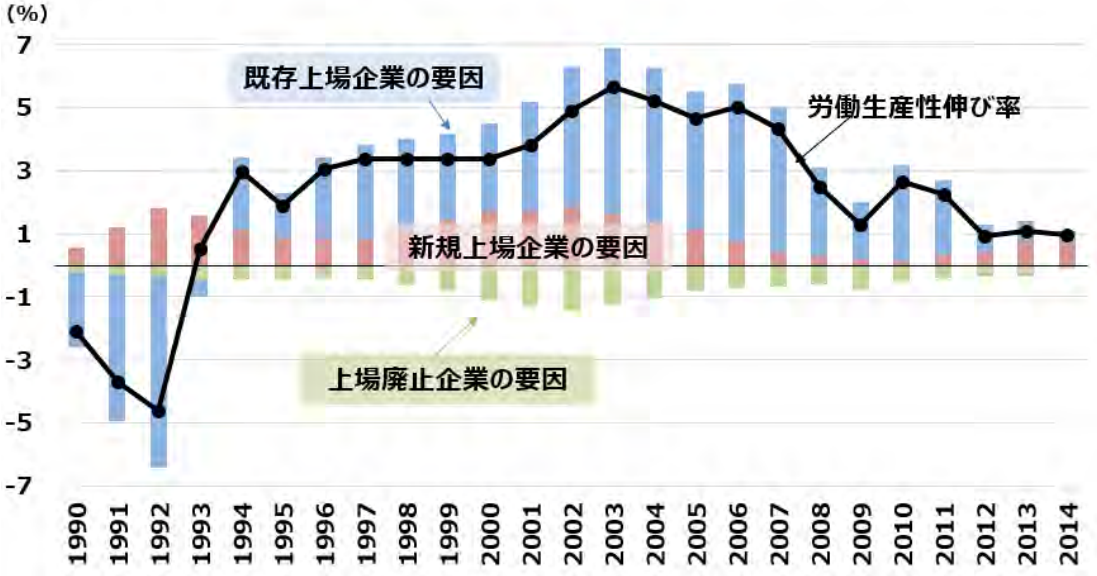

図22. 労働生産性の要因分解（日本）

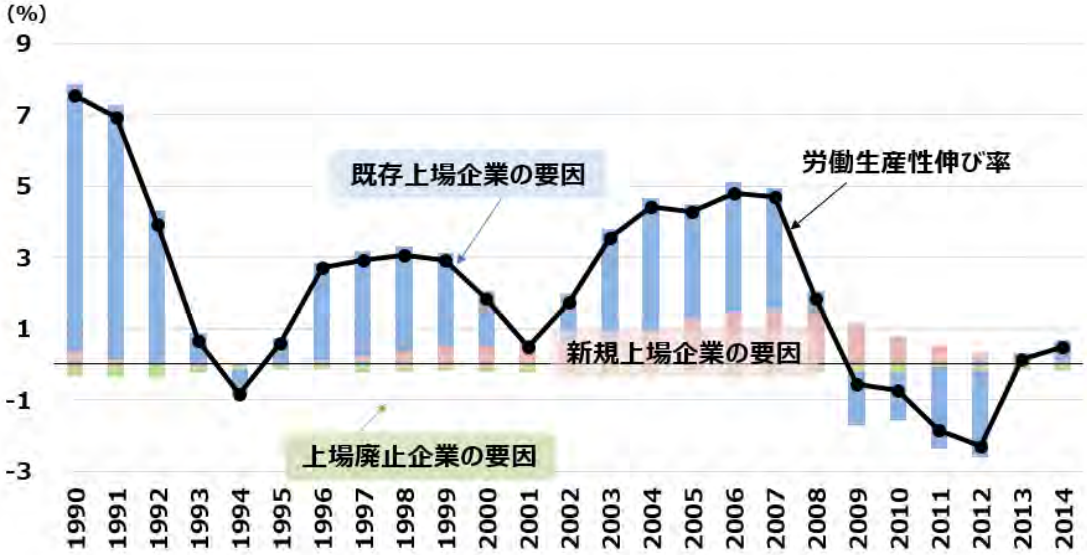

②既存企業の現状

日本は他の先進諸国に比較すると企業年齢10年以上の歴史の長い企業が多く（図23）、このことが、イノベーションの阻害になるとの見解があるが、米国では、社歴が長いほど利益率が高くなる傾向にある（図24）。

これは、既存の大企業が新たな分野を積極的に手がけ、また、革新的なベンチャーを買収することで、成長していることを示している。

図23. 企業年齢の分布

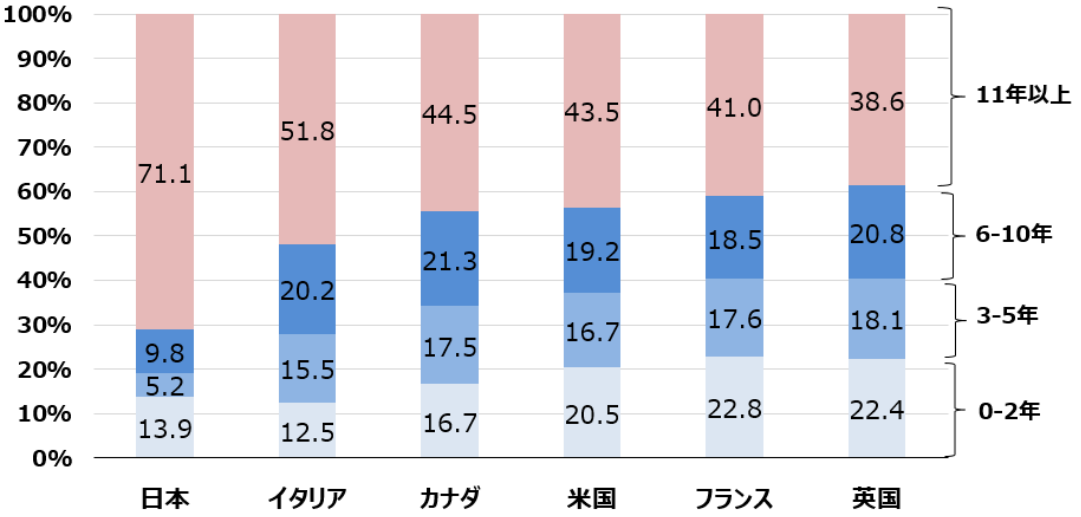

図24. 企業年齢と利益率（ROA）の関係

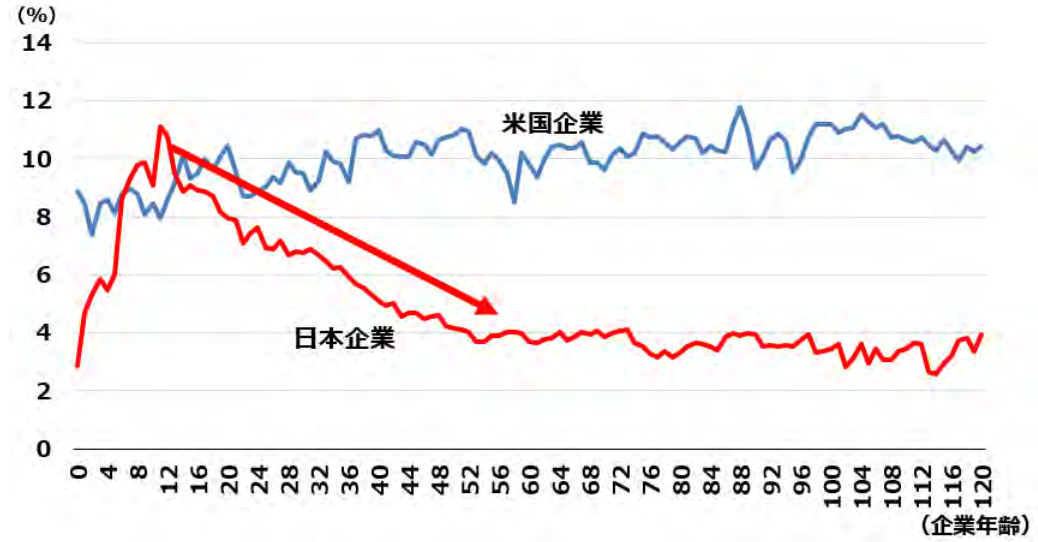

また、米国企業は、大規模化と多角化により、利益率が上昇する傾向があるが、日本企業は、大規模化・多角化が進むほど、非中核事業を抱え込むこと等を背景として、利益率が低下する傾向にあり、既存企業の内部資本市場（Internal Capital Market）の活用効率に差がある可能性がある（図25）。日本の既存企業は内部の経営資源を新たな分野に投資することで成果を上げることができる潜在可能性を有していることが分かる。

図25. 日米企業の規模・多角化度別の営業利益率（2000-2012年平均）

多角化度 ＼ 規模		小規模	中規模	大規模	巨大規模
専業	日本	8.8%	5.9%	6.5%	7.0%
	米国	-0.5%	11.4%	7.7%	10.4%
準専業化	日本	7.4%	5.3%	6.2%	6.2%
	米国	4.7%	11.5%	10.7%	7.8%
準多角化	日本	6.2%	5.7%	5.2%	4.7%
	米国	9.9%	9.2%	8.3%	8.6%
多角化	日本	5.1%	5.4%	5.4%	3.0%
	米国	-15.2%	9.0%	11.0%	13.7%

多角化度
専業：～10%
準専業化：10%～30%
準多角化：30%～50%
多角化：50%～

規模（売上高）
小規模：～500億円
中規模：500億円～5,000億円
大規模：5,000億円～2兆円
巨大規模：2兆円～

ハーバード、スタンフォード、MIT等の経営学者、経済学者が共同で作っている企業データベースを活用した実証研究では、生産性を決定するのは、IT投資金額よりも経営の質である（図26）。このため、成果に応じた処遇・昇進など、経営の質の改善を進める必要がある（図27）。

また、既存企業は内部資金を新規分野やリスクの高い分野に配分し、将来の成長基盤となる新たな事業やベンチャー企業への投資を飛躍的に進める必要がある。その際、企業本体から独立した「出島」の活用や、成熟事業と新規事業の両方を推進する「両利き経営」を進めていく必要がある。また、コーポレート・ガバナンス改革も形式論を卒業し、実質的な経営改革にシフトすべき時期にある。

図26. 米国の製造業における生産性（TFP）格差の要因

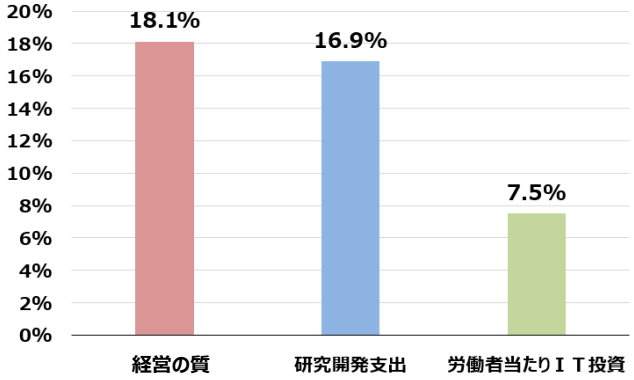

図27. 日米企業の経営スコア比較

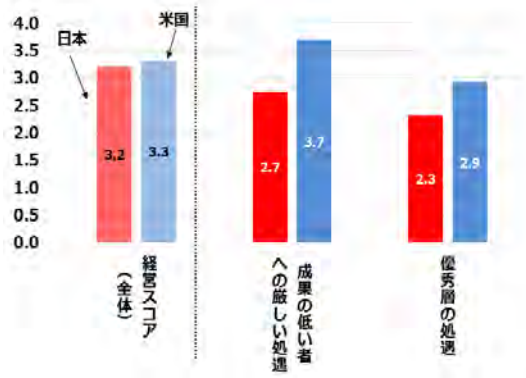

③オープン・イノベーションの推進

日本企業のオープン・イノベーションの実施率は低いが、課題の設定・解決ともに、大学・公的研究機関とのジョイントは、欧米と遜色ない。

むしろ、既存企業とスタートアップ企業との協働、あるいは既存企業同士の協働といった企業間連携が欧米より弱い（図28）。

図28. オープン・イノベーションの実施率とパートナーの比較

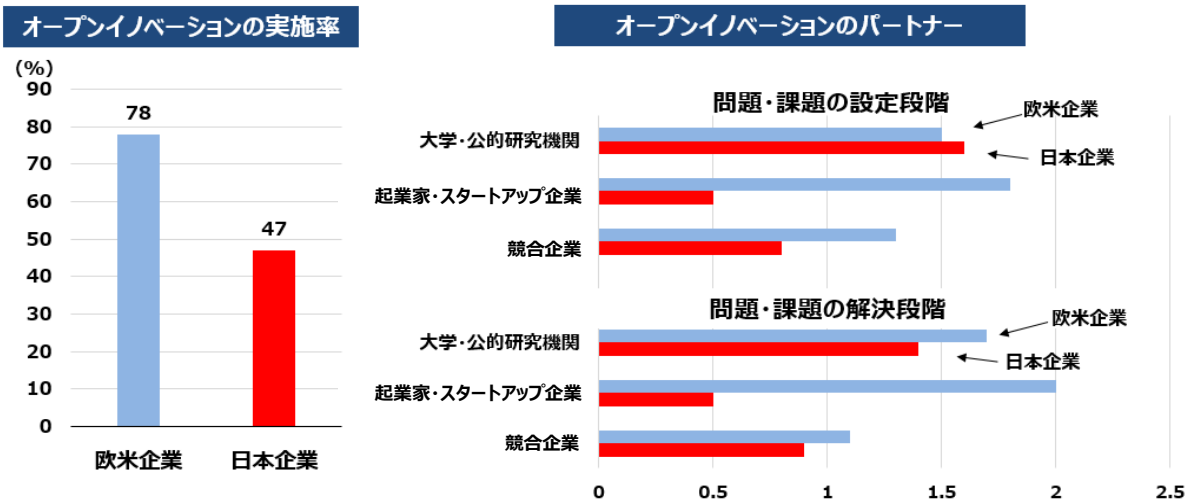

（注） 右図の横軸の点数は、企業に、オープン・イノベーションに費やした時間と、パートナー別の時間を質問し、その割合を点数化した上で、回答者の平均値を算定したもの。
（0＝0%、1＝0超～25%未満、2＝25～50%未満、3＝50～75%未満、4＝75%以上）

第４次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、新たなベンチャー企業の創業支援を図るとともに、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。

近年の米国で、ベンチャー企業の出口がIPOから事業会社への売却へと移行してきている。これは、第４次産業革命において、ベンチャー企業の有する技術の潜在可能性について情報ギャップのある株式市場への新規上場より、事業会社による買収が資金の出し手として重要性を増しているからである。

我が国では、オープン・イノベーションという場合、大学や公的研究機関との連携が主流となってきたが、協調すべきは協調し、競争すべきは競争することで新たな付加価値を共創するCo-Opetitionが重要である。今後は、大企業、中小企業、ベンチャー、大学等が機動的に連携するオープン・シェアード・ビジネス的なアプローチ、つまり、大企業とベンチャー企業の連携や既存企業によるベンチャー企業の買収、競合既存企業同士の協調を進める必要がある。

具体的には、事業再編の円滑化やコーポレート・ベンチャー・キャピタルの拡大、企業間の研究開発の推進などの環境整備を検討する必要がある。

第２章　Society5.0の実現
１．デジタル市場のルール整備

要旨

世界で流通するデータの量は、近年、急増している。デジタル・プラットフォーム企業は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、国際市場等へのアクセスの可能性を飛躍的に高めている。

一方で、利用者からは、個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、利用料が高い、といった声も聞かれる。このため、取引慣行の透明性や公正性確保に向けた、法制、ガイドラインの整備を図る必要がある。

また、デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じるおそれがあり、これについても同様の対応が求められる。

同時に、デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、高い専門的知見が求められるとともに、加速度的な変化を遂げつつある中で、スピーディな対応が可能となるよう、縦割り省庁的な発想を脱することが求められる。このため、新しい体制の整備を進める。

（１）現状

デジタル・プラットフォーム企業は、簡易なメール（メッセージ）や検索、コンテンツといったデジタル領域から、実店舗での小売りやIT化した住宅（スマートホーム）、自動運転といったリアルな領域へ事業を拡大している。

デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（その発展は、ギグ・エコノミーと呼ばれる）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。具体的には、新規顧客の開拓機会の獲得、売上金の回収コスト軽減、制作・販売ツールの利用が可能、といったメリットを指摘する声が多い。

これに対し、デジタル・プラットフォーム企業の問題点としては、個別交渉が困難、規約等の一方的変更がある、利用料・手数料が高い、検索結果が恣意的・不透明といった声が多い。また、取引するデジタル・プラットフォーム企業を切り替えることが困難とする声が過半に上っている（図29）。また、デジタル・プラットフォーム企業が支配的地位を濫用している事件も頻発している。

図29．デジタル・プラットフォーム企業のメリットと問題点

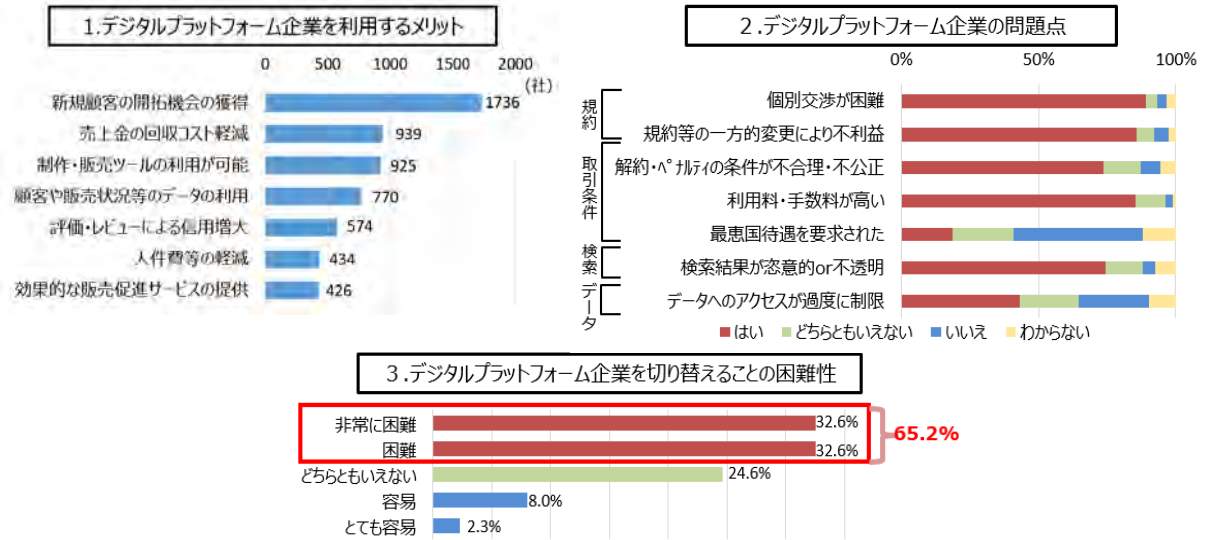

＜デジタル・プラットフォーム企業にかかる事件の例＞

■amazon電子書籍事件（2015年6月）

米amazonが、取引先に対し、他の流通事業者との契約でamazonより有利な条件を提供する際には、amazonに対しても最低でも同条件の適用を求める条項（いわゆる最恵国待遇条項）を設けるなどにより、競争を制限しているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 2017年に米amazonが当該条項を使用しないことをEUの競争当局に確約。

■Google Shopping事件（2017年6月）

米Googleが検索エンジン市場で支配的地位を濫用し、検索結果において自ら提供するショッピングサービスを優先表示させることにより、当該サービスを違法に有利にしているとの疑いがあり、EUの競争当局が調査。

⇒ 米Googleに対し、EU競争法違反により24.2億ユーロ（3,146億円）の制裁金を賦課。

また、デジタル市場においては、企業の売上等の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案ができていないとの指摘がある。

米欧では、データ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に着手している。我が国も、米欧と連携しつつ、適切なデータ価値評価を含む企業結合審査手法の開発に取り組む必要がある。

＜企業結合審査においてデータ価値評価が不十分で問題となった事例＞

■FacebookによるWhatsApp買収事案(2014年)

① Facebook(SNS)がWhatsApp(SNS)を190億ドル(2.09兆円)で買収提案。

② EUは、将来、両社のメッセージアプリ間でユーザデータの統合が行われる可能性について審査。データ評価を含む将来の市場予測に取り組み、その結果、データ統合は技術的に困難であるとの同社の申請を受け入れ、買収を容認。

③ しかし、その後、Facebookは、両アプリのデータ統合を実行。その結果、Facebookの寡占化が進んだ。結果として、EUは当初の判断を覆し、2017年に1.1億ユーロ(143億円)の制裁金を決定。

（２）対応の方向性

①内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置

国際的データ流通の枠組み構築に当たっては、その前提として、国内におけるデータの収集・保管・管理・流通等について、強固かつ明確な枠組みを構築していく必要がある。具体的には、データセキュリティに資する研究開発、データ・フォーマットの共通化・汎用化、データクレンジングの推進、データ流通の際のプライバシーやセキュリティの確保、Society5.0におけるサイバーセキュリティ・フレームワークの推進、産業競争力強化の観点から機微技術から一般技術情報までデータの種類や構造に応じた戦略的管理、データポータビリティやAPI開放などの方針作成、など課題は省庁横断的に多岐にわたる。

このため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル市場競争本部」（仮称））を早期に創設する。同組織には、データポータビリティやAPI開放をはじめとする上述のデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独占禁止法などの関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基

本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。
具体的には、所掌事務として、（a）デジタル市場における競争状況の評価、（b）様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独占禁止法、個人情報保護などの課題の調査・提言、（c）中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、（d）G7、G20等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等、とする。
専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。
デジタル市場競争本部（仮称）は、IT総合戦略本部・サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。
また、内閣官房の下、サービス視点の業務改革を意識した政府情報システムの年間を通じたプロジェクト管理や政府のデジタルインフラに係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。

②デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整備

（企業結合）

デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案ができていないとの指摘がある。このため、データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。

（取引慣行等の透明性・公正性）

デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（ギグ・エコノミー）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。他方、デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限などの問題が生じるおそれがある。
このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制及びガイドラインの整備を図る。このため、2020年の通常国会に法案（「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法」（仮称））の提出を図る。
一方で、ルール整備が第４次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain（従うか、又は、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討する。
具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング（商品検索結果の表示順）の明示、デジタル・プラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等）を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

③個人情報保護法の見直し

個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講ずる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すこと等を検討し、2020年の通常国会に改正法案の提出を図る。

④データの移転・開放の促進等

金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計の検討を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。

⑤DFFTの実現に向けた国際的な議論とWTOにおけるデータ流通ルールの整備

プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」のコンセプトの下、G20などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。

また、データの自由な流通を含む、WTOにおける電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進める。

⑥5G整備やＧ空間社会実現に向けて

Society5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する。その際、地方創生の実現に向け、自らの地域課題を解決する具体的な取組を有する先駆的な地方公共団体を優先して支援する。

地理空間情報高度活用社会（Ｇ空間社会）の実現に向け、地理空間情報を使った高度な技術の社会実装を進める。

⑦デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

デジタル技術の急激な発達の中で、安全安心の確保の在り方も変化しており、規制の枠組みが追い付いていないという指摘がある。規制改革推進会議と連携して、業種横断的に規制改革を進めていく必要がある。

高圧ガス保安法では、IoT、ビックデータ（常時監視データ）の活用等により高度なプラント保安を行う事業所をスーパー認定事業所と認定し、プラントの連続運転期間を通常より長く認めるほか、定期検査を大幅に合理化（１年ごと→最大８年）するといった、規制の精緻化を実施しており、他分野の安全規制についても同様の規制の再設計を検討する。

また、金融・決済関連法制においても、例えば、割賦販売法において技術やデータを活用した与信審査の手法を許容するなど、与信イノベーションを促進することで消費者保護の精緻化を図り、他分野においても同様に規制の精緻化の考え方を進める。